

制度の目的

- スポーツ振興のための財源の確保
(誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保)

導入

- 1998年(平成10年)超党派の議員立法により成立。同年11月施行。
- 2000年(平成12年)静岡県限定販売。2001年(平成13年)全国販売。

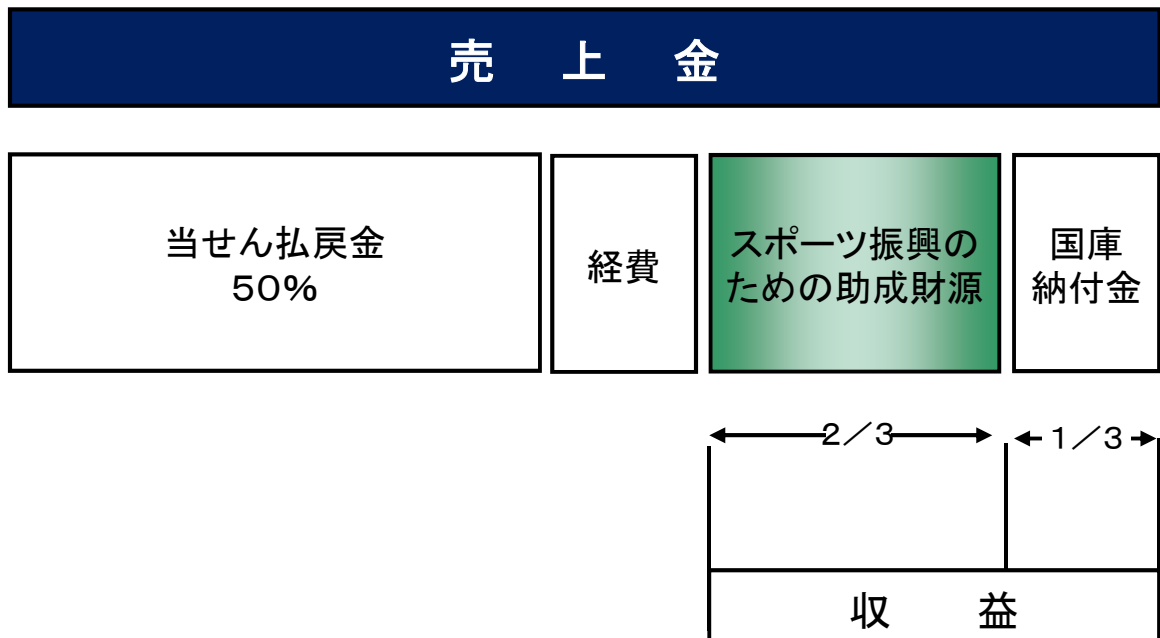
くじの仕組み

- Jリーグが主催するサッカーの試合結果に関するくじ(7種類)を(独)日本スポーツ振興センターが発売。
- 実際の試合結果と合致したくじを購入した者に、センターが当せん金を支払う。

販売方法

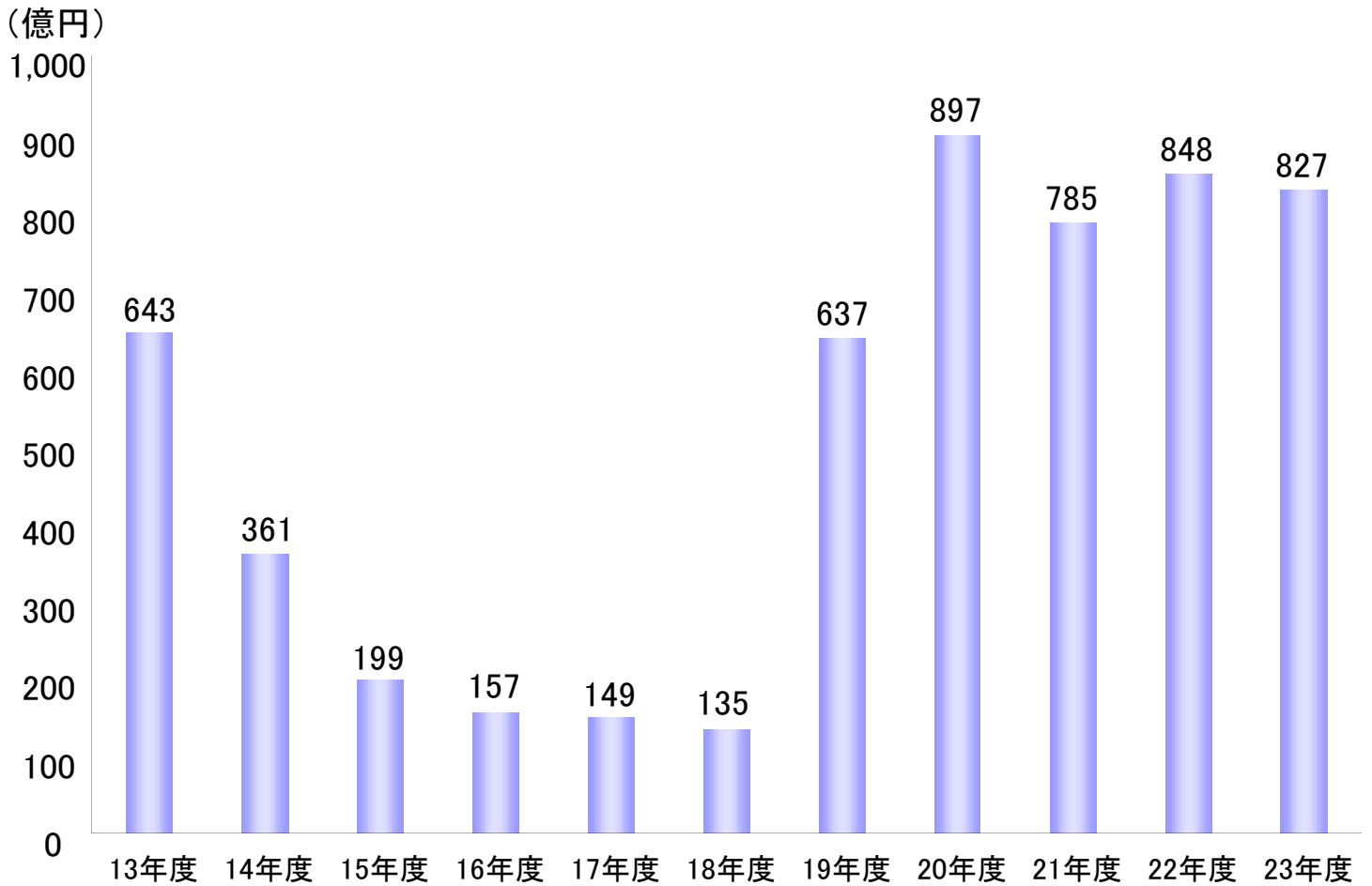
- 販売場所
 - ・特約店 約 2,300カ所
 - ・コンビニエンスストア 約42,200カ所
 - ・インターネット 7カ所
- 販売回数 年間50回程度
(なお、法律上、19歳未満の者がくじの購入・譲受をすることはできない)

収益の用途

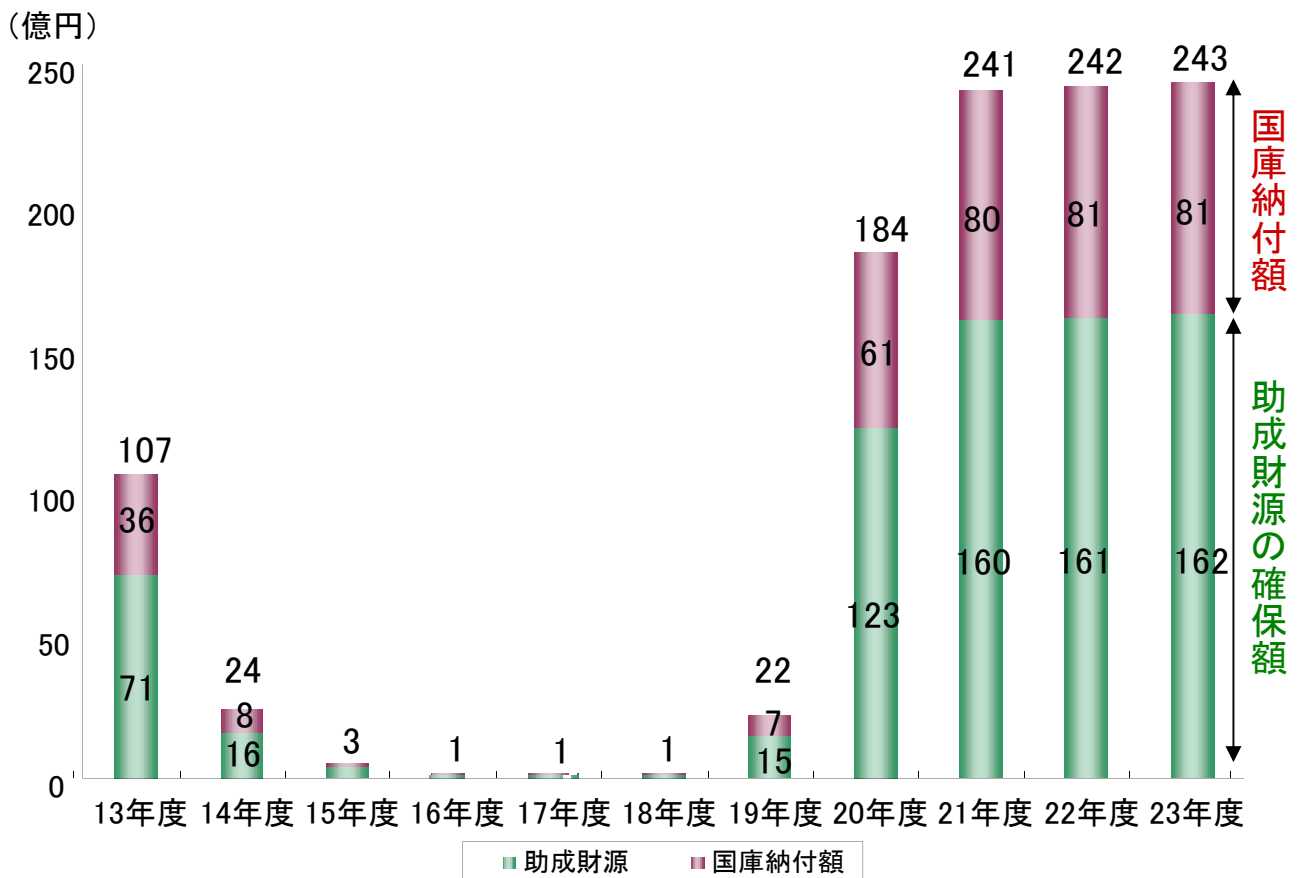


スポーツ振興くじの売上と収益の推移

➤ 売上の推移



➤ 収益(国庫納付金・助成財源)の推移



(参考) 参照条文

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄）

（事業計画等の認可）

第二十一条 センターは、毎事業年度、第十五条第一項に規定する業務のうちスポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画（第三項において「事業計画等」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3・4 （略）

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第十四条 法第二十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

○中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	
スポーツ・青少年分科会	一～五 （略） 六 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）を処理すること。</u>

2～6 （略）